



平 監 発 第 4 9 号
令和 2 年 2 月 1 8 日

小平市長 小 林 正 則 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司
小平市監査委員 小 林 洋 子

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

1 補助金交付団体監査

補助金交付団体	所管部課
一般社団法人 すだち	企画政策部 政策課
小平市民生委員児童委員協議会	健康福祉部 生活支援課

2 指定管理者監査

指定管理者	所管部課
社会福祉法人 竹恵会 (小平市高齢者デイサービスセンター)	健康福祉部 地域包括ケア推進担当課長
社会福祉法人 小平市社会福祉協議会 (小平市立障害者福祉センター、小平市立あおぞら福祉センター)	健康福祉部 障がい者支援課

第3 監査の範囲

1 補助金交付団体監査

平成30年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行

2 指定管理者監査

平成30年度の公の施設管理に係る事務の執行及び管理運営状況

第4 監査の期間

令和元年11月15日から令和2年1月27日まで

第5 監査講評の場所

市役所601会議室

第6 監査の主眼

1 補助金交付団体監査

【所管部課】

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ③ 補助事業に関する団体への指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

【補助金交付団体】

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符合するか。
- ② 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ④ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑤ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切に行われているか。

2 指定管理者監査

【所管部課】

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨は達成されているか。
- ② 指定管理者の指定及び協定書の締結は適正に行われているか。
- ③ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ④ 業務の履行確認は、事業報告書によりなされているか。

【指定管理者】

- ① 施設の管理運営業務は、協定書等に基づき適切に実施されているか。
- ② 施設管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ③ 利用促進のための努力はなされているか。
- ④ 事業報告書は適正に作成されているか。

第7 監査の結果

監査の結果については、以下に述べるとおりである。

一般社団法人すだち

1 補助金交付事務の概要

(1) 補助の目的

「子育て応援サイトこだち」（以下「こだち」という。）の管理運営を行うために要する経費について、小平市がその一部を補助することにより、こだちの適正な管理運営が確保されることで、官民の子育て情報が一元的に提供され、小平市で安心して子育てができる環境を整えるとともに、子育て中の女性の就労推進事業との連携により、女性が輝ける社会の実現に資することを目的とする。

(2) 補助金の概要（平成30年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象事業費	補助金額
一般社団法人すだちが行う「子育て応援サイトこだち」の管理運営に係る補助金 すだちが行う次に掲げるこだちの管理運営に関する事業 (1) こだちの運用及び保守に関する事業 (2) 編集委員会の運営に関する事業	2,100,000 円	2,100,000 円

2 監査の結果

(1) 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(2) 所管部課（企画政策部 政策課）に対する監査の結果

上記補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

小平市民生委員児童委員協議会

1 補助金交付事務の概要

(1) 補助の目的

小平市民生委員児童委員協議会に対し補助金を交付し、協議会の活動を強化することにより、地域福祉の充実を図り、もって市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(2) 補助金の概要（平成30年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象事業費	補助金額
小平市民生委員児童委員協議会補助金 協議会が行う次に掲げる事業 (1) 民生委員児童委員として職務を遂行するために必要な関係団体への負担金 (2) 民生委員児童委員の互助及び共励に要する経費	976,600 円	976,600 円

2 監査の結果

(1) 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(2) 所管部課（健康福祉部 生活支援課）に対する監査の結果

上記補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

社会福祉法人 竹恵会
(小平市高齢者デイサービスセンター)

1 指定管理業務の概要

(1) 指定管理者の名称

社会福祉法人 竹恵会

(2) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(3) 指定管理業務

小平市高齢者デイサービスセンターの管理に関する業務のうち次に掲げるもの

- ① 介護保険法に規定するレクリエーション、日常機能訓練などの通所介護（デイサービス）
- ② その他市長が定める業務

2 監査の結果

(1) 指定管理者に対する監査の結果

上記公の施設の管理運営業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(2) 所管部課（健康福祉部 地域包括ケア推進担当課長）に対する監査の結果

上記公の施設の指定管理者に対する指導監督等の業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

社会福祉法人 小平市社会福祉協議会
(小平市立障害者福祉センター、小平市立あおぞら福祉センター)

1 指定管理業務の概要

(1) 指定管理者の名称

社会福祉法人 小平市社会福祉協議会

(2) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(3) 指定管理業務

障害者福祉センター、あおぞら福祉センターの管理に関する業務のうち次に掲げるもの

- ① 障害福祉サービス事業
- ② 障害児通所支援事業
- ③ 地域生活支援事業
- ④ 地域相談支援事業
- ⑤ 計画相談支援事業
- ⑥ 基本相談支援事業
- ⑦ 障害児相談支援事業
- ⑧ 障害児の言語訓練及び指導
- ⑨ 緊急一時保護
- ⑩ 講座、講習会等の開催
- ⑪ 施設の利用供与
- ⑫ その他市長が必要と認める事業

(4) 指定管理料（平成30年度） 326,489,000円

2 監査の結果

(1) 指定管理者に対する監査の結果

上記公の施設の管理運営業務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

- ① 基本協定書に定める業務責任者届の提出がないものが見受けられた。適正に処理されたい。

(2) 所管部課（健康福祉部 障がい者支援課）に対する監査の結果

上記公の施設の指定管理者に対する指導監督等の業務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

- ① 基本協定書に定める書類の提出がない場合は、速やかに提出を求めるよう徹底されたい。